

Title	嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考(上) : かねてポルトガル人の寧波居留地を論ずる
Sub Title	A research on the private traders along the Chekiang Coast during the Chiaching (16th Century) Period and on the history of captain Wan Chih : also on the Portuguese settlements in Ning-Po
Author	李, 猷璋(Li, Hsien-Chang)
Publisher	三田史学会
Publication year	1961
Jtitle	史学 Vol.34, No.1 (1961. 7) ,p.45- 82
JaLC DOI	
Abstract	The first part of this article investigates the private traders along the Chekiang coast and the Portuguese settlements in Ningp'o. 1. The private trader in Ningp'o and the arrival of the foreign merchants. Before Teng Lao escaped from prison and went down to the coast in the 5th year of Chiaching, Lu Huangszu was already in Shuang-yu-kang, therefore I presume that after the expulsion from Tamao, the portuguese went to Ningpo. Since the early private traders like Chin Tzu-lao and Li Kuangt'ou were Fukienese, those who guided the Portuguese to Ningp'o were probably also Fukienese. 2. The private trader in Shuang-yu-kang and the Hsu brothers. In the 19th year of Chiaching, Hsu Erh and others persueded the Fo Lang Chi (Portuguese) to come to Chekiang coast for trade. Here we make an account about the general condition of the trade and clear up the history of Hsu brothers beginning from their stay in Shuang-yu-kang till the arise of the disturbance. 3. The rage of the private traders and its origin. In the 24-25th year of Chiaching Hsu brothers became bankrupt and ran away from their former place and invaded Chekiang and Fukien, then from private traders they gradually became pirates. The historical sweep of Shuang-yu-kang. From Chu Wan's account of his military success we may trace the development and the consequence of his attack on the pirates' den in the 27th year of Chiaching. 5. The so-called Liampoo settlements as narrated by F. Mendes Pinto. In accord with the geographical and historical facts we review the account of Peregrenacao and we conclude that the settlement was Shuang-yu-kang and Liampoo city was Kuo-chu. 6. The situation of the Portuguese settlements. The account of Mendez Pinto concerning the housing, population, institution, organization and economic situation confirmed the account of Chu Wan. 7. The destruction of the Portuguese settlements. First we indicate how L. Pereyra was kidnapped by Chinese traders and how this fact conincided with Hsu brothers bankrupt; then we study the actual conditions of the destruction and the place where the escaped ships have gone. 8. The Portuguese trading place according, to Sui-lu-chih. From the account of V. Linschoten's 'Le Grand Routier' de mer we prove the sea route of the Portuguese traders and their trading as well as their winter lodging places.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610700-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考（上）

——かねてポルトガル人の寧波居留地を論ずる

李 猷 璋

嘉靖年間の寧波沿海における私商の問題は、ポルトガルの極東進出、日本の對明貿易、ひいては後の大倭寇時代に繋がり、アジア史上の重大な一齣である。然るに私商の性質上、直接資料が少いため、從來の研究は籌海圖編や明史のごとき編纂物に頼ることが多かつた。これらは嚴密に見ると、自己矛盾や他記録との齟齬があり、それだけでは問題を解決しがたいこと云ふまでもない。吾々は努めて根本史料を求め、關係文獻を批判しつつ利用し、特にそれをピントー冒險航海記などのヨーロッパ文獻とも照合し、その結果、當時の史實をほゞ明らかにすることができた。なほ未熟にして過誤の多かるべきを恐れながらも敢て世の御批判を仰ぐ次第である。（註一）

寧波の私商と番夷の來市

寧波沿海に私商乃至海寇の發生した經緯について、南京中軍都督府萬表は海寇議に次のごとく述べてゐる。

寧波自來海上無寇。毎年止有漁船出近洋打漁樵柴。並不敢過海通番者。後有一二家、止在廣東福建買賣。陸往船

嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考

（四五）

四五

回、潜泊關外、賄求把關官以小船進貨。或投託鄉宦說關。二十年來始漸有之。近來海禁漸弛。貪利之徒勾引番船、紛然而來。而海上寇盜亦紛然矣。然、各船各認所主。承攬貨物、裝載而還。各自買賣、未嘗爲群。

すなはちもとは敢て番に通ずる者なく、後に華南へ商に行つて海路から歸るとき、把關官を籠絡して荷を揚げるのはあつたが、海寇が出たのはこゝ二十年來のことだといふのである。萬表のいふ海寇とは、群をなす寇盜を指すやうであるが、海寇議から二十年前と云へば嘉靖十年前後にならう。鄭舜功：日本一鑑の窮河話海卷六海市の項によると、

浙海私商始自福建鄧獠。初以罪囚按察司獄。嘉靖丙戌、逸獄下海。誘引番夷私市浙海双嶼港。投託合澳之人盧黃四等、私通交易。

とあつて、浙海の私商は、嘉靖五年に脱獄し番夷を誘ひ來つて双嶼で密貿易をした福建の鄧獠に始まると記してゐる。これは、同書卷六流通の項に見える同じ記事では「丙戌越殺布政查約、流進入海。」とある。しかし、福州府志卷之三十四時事を調べると、

〔嘉靖〕九年侯官縣獄囚反。時正月二十九日也。初、侯官縣令黎文會素酗酒〔不治事〕。守獄者得囚金縱之。有林汝美、故縣吏也。以殺人論死。車小二則郡劇盜也。二人私以兵器藏瓜中、遂率衆斬關而出。殺侯官令、趨南門將逃于海。適三司晨候御史于南察院。遂殺布政查約・參議楊瑀・都指揮使王翱・經歷周煥。賊逸去、頗追獲海濱。

とし、查約が殺されたのは嘉靖五年のことではなく、劇盜車小二らの脱獄した嘉靖九年であつた。これは海寇議の記すところと期せずして合致するので、萬表の云ふ寇盜の始りはこれを指すものと推測せられよう。鄧獠は車小二の一味であつたかどうか、その関係は不明であるが、いづれにしても窮河話海の記事とは年代が齟齬するけれども、すでにその投託すべき盧黃四らがあるながら、浙海の私商を鄧獠に始まると云ふのがそもそも解しがたいので、嘉靖五年云々のこと

は盧黃四らを鄧に誤つたのではあるまいかと思はれる。

明實錄の嘉靖八年十月の條に「初、佛郎機火者亞三等既誅、…諸蕃舶皆潛泊漳州、私以爲市。自是提督兩廣侍郎林富疏其事。」とある林富の上疏は、天下郡國利病書 卷一百一十 に「有司自是將安南・滿刺加諸蕃舶盡行阻絕。皆往漳州海面私自駐札。於是利歸於閩、而廣之市井蕭然矣。」と見えてゐる。それによると、ポルトガル人は廣東を驅逐されて後、みな漳州へ潛泊駐札して私市をなしたとある。しかし番船にとつては、浙江の方がヨリよき條件を備へてゐるので、寧波へ行かなかつたと考へる餘地はなからう。Gaspar de Cruz はその中國旅行記 (Tractado de China) に「國禁を犯して出海し、罪を免れんがためにマラッカその他に留まつた」中國人の中には、ポルトガル人の庇護の下に、その船を再び中國に向けて航行する者が現われた。そして關稅を支拂う時にはポルトガル人の知人に名義を借用し、ポルトガル人にはその謝禮をした。…」と廣東のことゝすべき事情を述べ、つゞけて次のごとく言つてゐる。

〔中略〕この海外に居留し、ポルトガル人と共に航行する連中は、Fernan de Andrede の不正行爲の後、儲けるためにポルトガル人を Liampoo に行くやう導きはじめた。この地方には、城市なく、たゞ貧民の大村落が沿岸にあるだけで、彼らはポルトガル人に食糧を賣つて儲けたので、ポルトガル人を歓迎するからである。この地において、ポルトガル人と提携して來航した中國商人は、ポルトガル人の知人として、自分の利益のためにポルトガル人を厚く遇した。そしてポルトガル人に賣るために物貨を持つて來た土地の商人は、彼らを介してポルトガル人と取引をした。ポルトガル人と航海してゐるこれらの中國人は、ポルトガル人と土地の商人との賣買を仲介したので莫大な利益を得た。沿岸の小吏もこの商賣で巨利を收めた。彼らは買賣並に物資携行を默認し、その兩方から多額の賄賂を受取つた。この取引は、久しく朝廷及び地方大官の知るところとならなかつた。かくして、久しく Liampoo において密に取引

が行はれた後、ポルトガル人は大膽になり、Chincheo や Cantão 諸島に通商に赴くに至った。

Tamão を追はれたポルトガル人が、先づ寧波へ誘引されたとするクルスの言は、信憑せられるべきものなので、それは嘉靖元年から間もないことであらう。彼らの行動が長く知られなかつたのは、浙江特有の島嶼に巢喰つて靜かに交易をし、官吏の黙認を得て表面化しなかつたからだと思はれる。さすれば、朱統の瞭報海洋船隻事に副使沈瀚の呈報として「大麥坑與双嶼港兩山對峙。番賊蟠據、二十年来率難輕動。」とあり、蕩平巢穴の捷報に盧鏗の呈稱として「及稱前項賊船、蟠據双嶼二十餘年。」とあることと併せ考へて、嘉靖五年より遙か以前に遯れるのは充分推察せられよう。

ついで、籌海圖編卷之八寇跡分合始末圖譜に、双嶼港に屯してゐた金子老が「嘉靖十八年勾引西番人於双嶼交易。」とある。この金子老がいつから双嶼に巢喰ひ、西番人との交易をして來たかは明らかでないが、右圖譜の末尾に「双嶼港之寇、金子老倡之。李光頭以梟勇雄海上、子老引爲羽翼。」と説明してある。前述の浙海の私商の始りとすべき盧黃四、あるひは寇盜の鄧獠と、この双嶼港の寇を倡めたといふ金子老との關係はわかりかねるが、圖譜によれば、嘉靖十九年四月に梟勇海上に雄たりし李光頭と合夥し、それを羽翼としたのを見ても、相當古くから根を張つてゐたことが知り得られよう。彼はその後、圖譜に「子老歸福建。二十一年後不復來。」とあつて、間もなく福建へ歸つたが、注意せられるのは、双嶼港に巢喰つた初期の者は、鄧獠も金子老もまた李光頭も、福建人ならざるはなかつたことであらう。浙海へポルトガル人を導いて來たのは、恐らく福建人ではあるまいかと想像せられる。(金子老は姓が金で、子はその音律を整ふ接尾詞、そして老は獠と同じく稱呼であるから、籌海圖編のやうにそれを「子老」と略するのは誤である。)

李光頭は、朱統の捷報擒斬元凶蕩平巢穴以靖海道事にすでに名前が見え、六報閩海捷音事には擒獲せられた記事が出てゐる大賊首である。彼は福建人で、朱統の六報閩海捷音事に「的名李貴」と見え、籌海圖編卷之六の記事には「光頭

者李七」と註してあるので、本名を貴と云ひ、綽號が光頭、通稱七と呼ばれたのであらう。その出自については、寧波府志^{卷十二}海防書に、嘉靖前期の倭・夷の來市を記して、

先是、福建繫囚李七・許二等百餘人逸獄下海。勾引番倭、結果於霽衢之双嶼。出沒爲患。

とある。浙江通志卷十六經武志では、この記事を襲ひながら「嘉靖十九年、福建繫囚李七・許二等…下海、同徽歛奸民王直…等勾引番倭爲患。」と、それを嘉靖十九年に繋げてゐる。勿論、倭の來市したのは二十四年以後になるので、兩志の番倭は番夷の誤たるべく、籌海圖編卷之五浙江倭變記にそれを杜撰にも「嘉靖十九年、李光頭・許棟引倭聚双嶼港。

光頭者福人李七。…皆以罪繫福建獄。逸入海。…」とすつかり倭にしたのは誤を一步進めたものである。叙上のごとく、李光頭を寧波府志には許二と巢を結んだとし、浙江通志には王直と番倭を勾引したと云ふ。また籌海圖編では、浙江倭變記に同年許棟と倭を引いたとしながら、寇跡圖譜にはその四月金子老の羽翼に入つたとあるが、これらは根據ある記事と認められようか。

先づ李光頭らの逸獄下海について、福建の資料を調べて見ると、福州獄から逸したとありながら、福州府志^{卷之三}時事には「嘉靖十九年賊寇連江。」としかない。重纂福建通志^{卷二百六十七}明外紀には、

嘉靖十九年、福州獄囚李光頭等逸入海。光頭閩人。與歛人許棟亡命、踞寧波之双嶼。汪直…等皆附焉。…

といふ一條が見えるが、脱獄規模の大きい割には當時の責任官員の名が全く擧げられず、却て入海後のことを詳しく記してゐて、上記諸記録から逆に抄し取つた疑もあるので、信憑性は少なからう。前引籌海圖編卷之八の寇跡圖譜に、

李光頭以梟勇雄海上、金子老引爲羽翼。迨子老去、光頭獨留。而許棟・王直輩則相繼而興者也。

とあるによれば、光頭が先きに興り、許棟・王直はそれに繼起したといふので、同じ年に下海したとは考へがたいのである。光頭が金子老の羽翼となつたとき、すでに「梟勇を以て海上に雄たり」しことからさう推察せられる。

寧波府志などの記事によると、李光頭は嘉靖十九年にポルトガル人が大舉來市したときには、許兄弟や王直らと双嶼港において取引し、その後もずつと巢喰つてゐた。窮河話海卷六海道に、嘉靖二十五年のこととして「許二以：所欠番人貨財不能抵償、遂與朱獠・李光頭等誘引番人寇劫閩浙地方矣。」とあつて、番人と寇劫にも出かけてゐる。嘉靖二十七年四月に双嶼港が搗毀された際、朱統：暨餘雜集卷二所收の捷報擒斬元凶蕩平巢穴以靖海道事といふ奏章によると、

本月初五日、又據把總指揮潘鼎・張四維擒獲双嶼港賊首李光頭船内接濟酒米賊徒徐鵬・徐錦。并在身番銀七錢、空米袋七隻。

とし、彼の船内の酒米を接濟する賊徒を擒獲されてゐる。本人は難を逃れたので、籌海圖編卷之五に「二十七年四月都御史朱公統遣都指揮盧鏜・副使魏一恭等搗双嶼港巢、平之。賊首李光頭就擒。」とあるのは、右捷報を讀違つたものであらう。暨餘雜集卷四所收の六報閩海捷音事に、

嘉靖二十八年八月二十日……兵船發走馬溪。次日……生擒……賊首喇噠賊……封大總千戶等項名色李光頭的名李貴……共一百十二名……。

云々とあるやうに、彼は翌年八月漳州にて捕へられてゐる。双嶼港蕩平の際に脱出したポルトガル船と一諸に南下し、漳州に入つたらしいのである。この李光頭を擒斬したことは、後に朱統彈劾の主要な例證になつたが、それによつても、彼が平素いかに權勢と通じ、またいかに存在の大きかつたかが知り得られよう。

双嶼港における私商と許兄弟の活動

浙海の私商史において一時期を劃したのは、嘉靖十九年に許兄弟が大規模に勾引した佛朗機夷の來市である。窮河話

海卷六海市に前引例文につづけて、

嘉靖庚子、繼之許一松・許二楠・許三棟・許四梓・勾引佛朗機國夷人。

斯夷於正德間來市廣東、不恪海道。副使王鑑驅逐去後、乃占滿刺加住牧。許兄弟遂於滿刺加招其來。

絡繹浙海。亦市双嶼・大茅等港。自茲東南嚮門始開矣。

といふのがそれである。注文によると、このポルトガル人らは正徳間に廣東を驅逐されて、マラッカに住牧してゐたものである。いままで、寧波の東南隅にあつた双嶼港にのみ來航して祕密に取引して行つたのが、俄かに大舉來航して浙海に絡繹し、縣城の間近にある大茅等港まで進出したので、世の視聽を聳動するのは當然である。鄭舜功が「茲より東南の嚮門始めて開かれたり。」と叫んだのは正しいと言ふべく、この事件の歴史的意思是、爾後の浙海私商に關する記録が、いづれも「嘉靖十九年」を起始の年代に持つて行くことから理解せられよう。しからば、マラッカのポルトガル船隊を誘引して來た許兄弟とは何者であるか、次にそれをたどりつゝ嘉靖二十年代の状態を明らかにする。

許兄弟は普通には徽州人とされてゐるが、廣東潮州の産である。李光頭のことを述べる時にも觸れたやうに、寧波府志・浙江通志・籌海圖編では、許二らが嘉靖十九年に福建を脱獄して海へ下つたと書いてある。これが諸種の資料と對比して疑問の多いのは、例へば、以前から私商の經驗を積んだ者でなければ急に船隊を誘引できるわけがなく、況して、脱獄の年に遙々マラッカまで行つて大船隊を直ぐ誘引して來られるものでもなからう。窮河話海卷六流連の項に、

許四則許梓。其兄許二・許三先年下海通番、贅於大宜・滿刺加。自後、許四與兄許一嘗往通之。嘉靖庚子始誘佛朗機夷往來浙海。

とあり、許二・許三は嘉靖庚子以前より海へ下つて Patani, Malacca に商賣し、許一・許四が時々往つてそれと通じたとしてゐるが、これが眞に近いと思はれる。許兄弟のうち、先きに下海した許二と許三は、經驗が多かつただけに活

躍も目立つたが、籌海圖編と日本一鑑とを對照すると、二人の事蹟が混線してゐるので、先づそれを解かねばならぬ。

王世貞：弇州史料卷三湖廣按察副使沈公(密)傳に、「舶客許棟・王直輩、挾萬衆雙嶼諸港。」とあるが、萬表：海寇議では「許二住雙嶼港、此海上最稱強者。」と記してゐる。それを見ると、許兄弟の代表は一體、許二か許棟かが自ら問題になる。籌海圖編の浙江倭變記では、寧波府志海防書と浙江通志經武志に見える許二の記事を抄しながら、

〔嘉靖〕十九年賊首李光頭・許棟引倭驟雙嶼港爲巢。許棟歛人許二也。皆以罪繫福建獄。逸入海。

と本文ではそれを許棟に作り、註に「許棟ハ歛人許二ナリ」としてゐる。これは窮河話海に「許一松・許二楠・許三棟・許四梓」と、許二を許楠、許三を許棟としてゐるのと齟齬するが、圖編は許棟をずつと許兄弟の代表として押通してゐる。ところが、同書は浙江倭變記の嘉靖二十七年の項に「六月賊首許棟就擒」として、

六月二十日、金鄉衛指揮吳川追攻于近山海洋。賊船爲我師所迫、又遇暗礁。舟覆。所遺纔二人、許棟與其弟社武也。官兵擒之。

と書きながら、一方では

先是、賊首許二流劫北菱羅浮。同知張魯・把總王麟・指揮閔溶・張文晃・千戶王灝・王鑾禦之。七月、許二與倭合纔以拒官兵。麟等率兵鏖戰。自寅至午、擒斬八十有奇。賊錯愕投水、死者千數。餘乘潮遁去。

と七月に許二を撃退したことを書いてゐる。許棟就擒の記事は勿論根據のないことであるが、たゞ許棟を許二とした籌海圖編にも自己矛盾を含むことは右によつて知り得られる。窮河話海卷六海市・流逋の記事を綜合するに、許一と許三は、嘉靖二十四五年には事故のためなくなつたが、許二はずつと活躍しつゞけたので、籌海圖編の記事は誤りであると信じられる。(なほ後節參照)

話が横路へそれたが、資料によれば、嘉靖十九年ポルトガル船の絡繹と來市した當時、双嶼港において取引をなした主な者は、勾引した許兄弟を除き、金子老・李光頭及び王直らの船商が數へられる。双嶼港以外の港における具體的記録はないけれど、Cruzの記したごとく、寧波地方には喜んで物資を供給する貧しき村落が多いので、沿海の各地に取引者があつたことは想像にがたくない。それは平和的に交易が爲されても——初はさうであつた——國禁の侵犯として官府の黙視できないことであつたが、窮河話海卷六流通の條に許兄弟の双嶼における私通交易を述べて、

每與番夷賒出番貨、於寧紹人易貨抵償。濱海游民視以禁物、輒捕獲之。於是、游民得志、乃駕小船沿海邀劫。致殺傷人。被害之家乃以許一許二賺騙下海、鳴於海道。……

とあるやうに、私市に紛れて起る海盜、或は交易の葛藤から來る殺戮が少くなかつた。窮河話海卷六海市の項に「嘉靖壬寅^{○二十年}寧波知府曹誥以通番船招致海寇、故每廣捕接濟通番之人。鄞大夫嘗爲之拯拔。」と見え、また「知府曹誥曰：今日也說通番、明日也說通番、通得血流滿地方止。」といふ挿話を傳へてゐる。寧波の知府は嘉靖十九年には曹誥に代つて沈愷が任ぜられたので、記事の年代は十九年のことを誤つたものか、辭職後のことを書いたものであらうが、取締官憲も手をつけられぬほど、上下とも通番私市に熱狂したことがそれによつて看取せられる。

Antonio Galvãoの世界新舊發見史に、一五四二年、フレイタスがシヤムのドドラ町にゐた時、部下の三人が、北緯三十度餘のLiampoの港へ入るべく中國へ向つたが、大暴風のため大陸から隔てられ、シパングらしき島を見つけた——といふ傳聞を書いてゐる。矢野仁一氏がこれをもつて「當時リャンポーに於てポルトガル植民地があつた一證とするこゝとが出来」としたのは誤解も甚だしいが、寧波が確かにポルトガル船の目指す通商地となつたことを示すものではあらう。張時徹・重建寧波知府鳳峯沈公祠碑に、沈愷が張一厚の兵を用ひんとしたのを議阻して「海上之患、方以番船爲

甚。然其所欲、不過與地方人負販貿易、務違禁網物、取息幣耳。…」と云つてゐる。しかし、彼らと私通する徒輩には前述のやうに色々な問題を起し、寇掠をはたらく者も出たので海防官を困らした。窮河話海卷六海市の條に、

〔嘉靖〕癸卯^{○廿二年}鄧獠等寇掠閩海地方、浙海寇盜亦發。海道副使張一厚、因許一許二等通番致寇、延害地方、統兵捕之。許一許二等敵殺得志、乃與佛郎機夷竟泊双嶼。

とあつて、鄧獠らが福建を掠め、浙江にも寇盜が發生したのを、張一厚は許兄弟らのせりとして兵を出した。ところがそれが打負かされて、許兄弟は却てポルトガル商人と双嶼港に泊するに至つたのである。「泊」とは、從來密貿易の場所として來市した時は、取引が完了し、或は季節風が過ぎるとそこを離れたのが、嘉靖二十二年から腰を落着けて居留のために「泊る」やうになつたといふ意味に解される。許二が「双嶼港に住み、海上もつとも強者と稱す」るやうになつたのはこの頃であらう。

X

双嶼港は、寧波府志の疆域志卷六定海の項に双嶼山とも双嶼とも見えてゐる。それには説明がないが、同志を襲ふ定海縣志には、並列した山の最後に「俱昌國東南海中」と注するやうに、それは霧衢の東南沖に浮ぶ一海島の港である。籌海圖編卷一の沿海山沙圖浙十一には、北から蝦崎山・海閘山・陸壘山とならんだ、最も大きい陸壘山の下に双嶼港を記してある。朱統：擒斬元凶蕩平巢穴以靖海道事に、

五月十六日臣自霧衢所親渡大海、入双嶼港。登六洪山、督同魏一恭…等官…達觀形勢。…

とある。「六洪山」の陸壘山に當ることは、その名がいまでは「六横島」になつてゐることからも知られるが、沿海山沙の圖と朱統の上奏文によると、双嶼港は陸壘山の一港名としか考へられぬ。籌海圖編卷之五の定海沿海設備の條に、

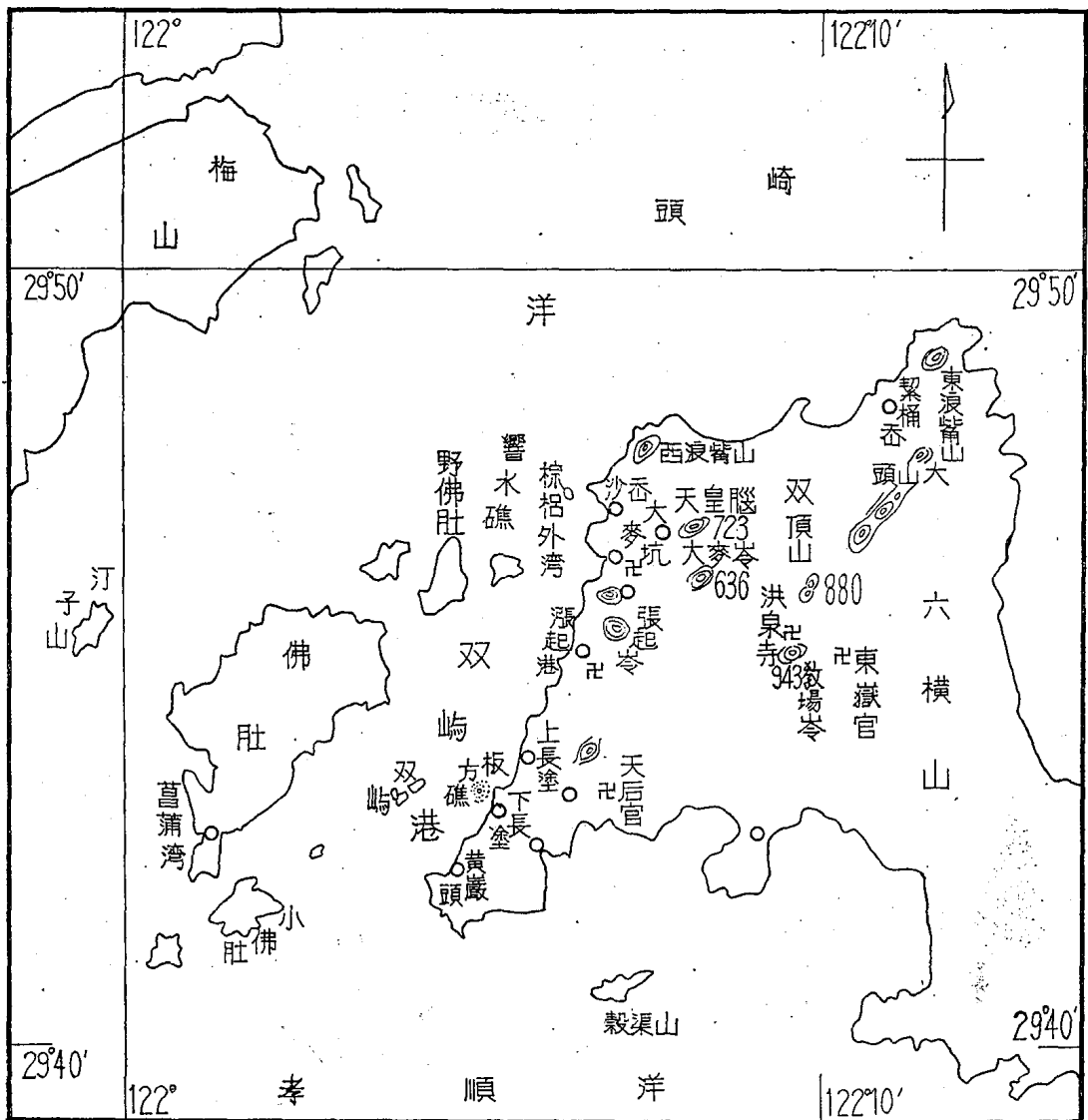


圖1. 双嶼港附近地圖 (民國定海縣志輿圖に據る)

「霽衢所、濱海對双嶼港。」とあるやうに、港は霽衢と相對し、讀史方輿紀要 卷九十 波府に「郭衢東至崎頭大洋、南至双嶼港 附見」と記す位置にある。霽衢 俱約五十里。」と記す位置にある。霽衢 との間には梅山と佛渡山との二島が横は り、南方から寧波へ入りこむ門口をなし てゐる。朱正元の撰する浙江沿海圖説に 附された「舟山南面附近海島表」による と、佛肚山の條に「佛肚山介乎梅山・六 横之間、遂分水道爲二支。東有小山曰双 嶼。因名双嶼港。」とあるのは曖昧であ るが、双嶼の條には、

双嶼在佛肚山東二里又四分之一。譯 名腦參差島。

と見える。佛肚山の東と云へば六横島の 西になるので、それは沖に双嶼があつた ところから双嶼港と稱された、六横島の

東方の港灣であると考へてよからう。海島表に、

六横山。〔自舟山本島起計〕直距三十九里。長三十里、濶二十里。

六横島、地方廣博、禾田約居全島之半、平原沃野、村落相望。無異内地。

とある。この基礎の上に立つてこそ、私商や海盜もそこを根城にして活動できたと思はれる。Jan Huygen van Linschotenの水路志に「ポルトガル人が貿易を行ふのを常とした Liampo 諸島の… Syongicam とよばれ」た^(長)二^(三)の Syongicam (双嶼港)である。これは後に至つて、F. Mendez Pinto の記すポルトガル人の寧波居留地を考證するとき、また詳しく述べるので、省略に従はう。

私商の猖獗とその原因

叙上の浙海におけるポルトガル人貿易は、籌海圖編卷之五に「自甲申^(長)〇二十^(三)年 歲凶、双嶼貨雍。」とあつて、嘉靖二十三年には停滯して來た。そこへ適と日本の貢使釋什壽光らが到着して買ひまくつたので、彼らの歸朝と共に王直が日本へ行つたことは後に述べるつもりである。双嶼港の許兄弟は窮河話海卷六流連の注によると、

〔海道〕副使張一厚親自統兵捕之。敗績。自是番船竟泊双嶼。未幾、許一被獲、許三喪亡。許二・許四向與番人賒出貨物、十無一償。番人歸怨。許二・許四無以爲解。

とある。いづれどこで許一が捕へられ、許三がどうして喪くなつたかは知らない。たゞ、これによつて許二らは非常な苦境に落ちたのは事實で、窮河話海卷六海市に、

歲丙午^(長)〇廿^(三)年許二・許四因許一・許三事故、所欠番人貨物無償。却以姦黨於直隸・蘇松等處地方、誘騙貨財到港。：

陰嫉番人搶奪。陽則寬慰被害之人、許償貨價。故被害者、…借本者…乃隨許四往日本。…至京泊津。遭騙之人、寢以番人搶騙財貨之故告於島主。…乃以薪粒等物給許四、使送華人以歸。

と記してゐる。すなはち許二らは許一と許三の事故による蹉跌を挽回するため、各地から商人をおびきよせてその財貨を騙取し、許四に日本へ行かせた。しかし、同書流連の項に「嘉靖丙午、許四市倭不利。歸背双嶼。」とあり、また同海市の項には、

〔嘉靖丙午〕許四自思初欠番夷貨物、又失番夷商賈。歸竟不敢向双嶼。却與沈門・林剪・許獠等合綜劫掠海隅民居。

と見え、日本の貿易が利あらずして負債を償へ得なかつたので、歸つても双嶼港にはよらずにそのまま劫掠に出た。一方、窮河話海海市には、「許二以兄弟許一・許三喪亡、許四不歸、所欠番人貨財不能抵償、遂與朱獠・李光頭等誘引番人寇劫閩浙地方矣。」とあり、許二も寇劫に出てゐる。これらは何年のことであるか明らかでない。しかし、許四が嘉靖二十五年に日本へ行つて、許二がその歸りを待ちきれず別行動を起したのは、同じ年に浙江へ戻らなかつたことを示すと思はれる。彼と合綜した林剪は次に述べることく、嘉靖二十六年に彭亨から賊衆を誘引したとあり、二十五年に劫掠して後、彭亨まで出かけて翌年また大船隊を誘ふて來られる可能の少いことから、許四の劫掠に出たのは次と同じ件に屬するものと推測せられよう。

嘉靖二十六年の寇劫については、窮河話海卷六流連の項に、

明年丁未^{○廿六年}賊首林剪等誘引彭亨賊衆、來與賊首許二・許四合爲一綜、肆掠閩浙地方。而謝文正公遷第宅遭其一空。

と見え、彭亨賊は同項許四擒致記事の注に「林剪自彭亨國誘引賊衆、駕船七十餘艘至浙海。」とあるのによると、Pahang から誘引して來たもので、賊船は七十餘艘もあつたとしてゐる。この Pahang の賊もポルトガル人であらうと思

はれる。

謝家事件は明實錄嘉靖二十八年七月壬申の條にも見えるやうに、夷商・番客の主つた餘姚謝氏が、貨價を償還できなかつた上に、官に突出してやると驚かしたため、その第宅を刎殺されたことである。勿論、明史列傳によれば、謝遷は「嘉靖」十年卒於家」とあり、當時はその仲子丕もすでに隱居してゐた時代であるが、謝家の名望からして、それだけでも社會に相當な衝動を與へるに足りた。窮河話海卷六流連の項につゞけて、

備倭把總指揮白濬・千戸周聚・巡檢楊英、出哨昌國海上。却被許二・朱獠擄去。指揮吳璋乃以總旗王審齋千二百金往贖之。賊得此利、故每擄邊富民以索重贖。地方多事。

とある。備倭把總らが昌國海上に出哨して許二らの虜となり、贖身金を出したのに味を占め、許二らは常に邊海の富豪を擄にしては贖身金をせしめたので騒然としたのである。かゝる不法行爲は官憲の決意を促し、やがて双嶼港の掃蕩を結果したこと云ふまでもないが、そこに至る事情はこれひとつではなく、夷商・番客をさうさせた事情も複雑である。次にそれをもう少し述べよう。

×

さて、流連が夷商を勾引して來るとき、夷商の航行などを援助し、陸上から必需物資を手に入れ、賣買に仲介となり、それを黙許せしめるため官吏に贈賄をしたことは、前に引いたCruzの記録によつて推察せられる。クルスのつゞけて記すごとく、はじめは萬事都合よく運んで、張時徹の鳳峯沈公祠碑に引くやうに、寧波知府沈誥をして「その欲する所は地方人と負販貿易して…息幣を取るのみ。」と認められたのである。しかし、私商の取引は本來違禁の密貿易である性質上、弱點を持つてゐた上に、陸地にも近寄れる夷人が番客の手を借りて行はねばならぬために、殆ど紛争を避

けがたい運命にあつた。

先づ勾引者の仲介辦法は、窮河話海に見える許二の關係記事を綜合すると、概ね停泊する島嶼において積荷の番貨を仲介者に貸渡し、仲介者はそれを本陸へ持つて行つて賣りさばき、代りに中國貨を買つて來て決濟に當てる、といふ方式が取られたらしい。寧波はタマンと違つて、番夷の來市が正式に認められなかつたので、言語が通せず人相の目立つ夷人にとつては當然のことであらう。ところが、窮河話海卷六流逋に許二の私市を述べて「每與番夷賒出番貨、於寧紹人易貨抵償。濱海游民視以禁物、輒捕獲之。∴致殺傷人。」と見えてゐる。許二が常に番貨を賒り出し、寧紹人と物々交換をして決濟にあてたのを、游民がその違禁物なるのを看取つてよく捕獲したため人を殺傷するやうになつたといふのである。被害者はこれを許一らの賺騙したものとして海道に鳴らしたので、副使張一厚が兵を動かしたことは繰返して云ふまでもなからう。

嘉靖二十二年張一厚の兵を斥けた後にも右と似た問題があつた。窮河話海卷六流逋の註に「未幾許一被獲、許三喪亡。許二・許四向與番人賒出貨物十無一償。番人歸怨、許二・許四無以爲解。」とあり、許一許三の事故で番人から賒りた貨物を償へなかつた事件が記されてゐる。許二許四は窮餘の一策として、「計令夥伴於直隸等處地方、誘人置貨往市雙嶼。∴陰嗾番人搶奪。陽則寬慰誘來之人。認還貨價。久無所償、∴。」といふ苦肉の計を弄した。相當な金額であつたらしくて、それでも償へなかつたので、彼らは漸く規掠に出るやうになつたが、私商の寇盜化が不意な缺損によつて促進せしめられる場合の多いことは注意せられよう。

不安定な番商に賒してする方式より一步進んだ取引辦法は、有力な通番商家に寄託することである。それは舟山史料の湖廣按察副使沈公傳に「許二・王直輩、挾萬衆雙嶼諸港。地方縉紳利互市、陰通之。」と見える地方の勢家が多い。

例へば、日本一鑑卷六海市にも「嘉靖壬寅、寧波知府曹誥、以通番船招致海寇、故每廣捕接濟通番之人、鄞大夫嘗爲之拯拔。」とある。甚だしきは、海寇議に王直の陳思盼を掩殺した經緯を述べて、「〔直〕乃潛約慈谿積年通番柴德美、發家丁數百人：内外合併殺之。盡奪其財。德美所得亦以萬計。」とある積年通番柴德美のごとき者である。因に、彼は海寇議に「如把總因與柴德美交厚、而往來五峰素熟。」と官憲・私商の兩方と連繫を保ち、「先年夷齊沈公爲海道、虛心訪究：略無假借：如巨滑柴德美亦逃之福建至不敢歸。」といふやうになつたが、平素は勢力を張つて番に通じてゐた。夷人が番貨を寄託することは、同時に保護を受ける便利もあつたと思はれる。

しかし、通番商家に寄託するものにも事故が起ることは、嘉靖二十六年謝家が刼殺された事件によつてもわかる。明實錄 嘉靖二十八年七月壬申の條 に、

按：海上之事初起於內地奸商。汪直・徐海等常闖出中國財物與番客市易。皆主於餘姚謝氏。久之、謝氏頗抑勒其值。諸奸索之急、謝氏度負多不能償、則以言恕之曰：吾將首汝於官。諸奸既恨且懼。爲糾合徒黨番客、夜刼謝氏大居。殺其男女數人大掠而去。縣官倉惶申聞上司云：倭賊入寇。

とある。明實錄の記事は、双嶼港蕩平の後に書かれたので王直のことにされたが、核心は「番商」とあるに注意すべきであらう。内容は番商が市易を餘姚の謝氏に主つたが、謝氏はその値を抑勒し、償へないと威嚇をしたので、刼殺されたといふ。「主」とは寄託の意である。窮すれば武力に訴へて争はねばならなかつたのは、私商にも止むを得ざる事情があつたことはこれによつて知り得られる。

夷商も時日が経ち、貿易經驗をつむにつれて諸種の事情に明るくなり、仲間に中國語のできる者も出て来て、次第に直接交易をしたのは想像にがたくない。盧鏜が双嶼港を搗いたとき、ポルトガル人の手下三人の黒鬼番を擒捕したが、

朱統：議處夷賊以明典刑以消禍患事といふ奏文に「據上虞知縣陳大賓申吵黑鬼番三名口詞」として、

内開：一名嘛哩丁牛、年三十歲。咖吠哩人。被佛郎機番自幼買來。同口稱……今失記の日、在双嶼被不知客人撐小南船載麪一石、送入番船。說有綿布・綿紬・湖絲、騙去銀三百兩。坐等不來。又寧波客人林老魁、先與番人將銀二百兩買緞子・綿布・綿紬。後將伊男留在番船、騙去銀一十八兩。又有不知名寧波客人、哄稱有湖絲、十擔欲賣與番人、騙去銀七百兩。六擔欲賣與日本人、騙去銀三百兩。

と、重ね重ね騙取された事實が細かく記してある。また「至於所獲黑鬼番、其面如漆。見者爲之驚怖。往々能爲中國語。」とあり、中國語ができたからこそ直接交易をして騙されたのであらう。黒鬼番の口詞が履歴に關するのを除いて、これしか報告されなかつたのは、彼らの罪と直接關聯することゝして自己辨解に強調したからであると思はれるが、要するに、夷商・番客の寇劫・騒亂にはかういふ原因もあつたことを見逃がせないのである。

劃期的な双嶼港の蕩平

上述の經過を概括すると、双嶼港の許兄弟は番夷に對する負債を償還できずに逃げ出した。その番夷は、後で觸れるポルトガル人資料に見えるやうに、損失を補填するべく劫掠に出たため騒然となつた。一方、許二らは方々から貨物をおびき寄せてそれを騙取したが、番夷に怨まれ、寧波人民に信用を失つては、交易を行ふ方法はないので、彼も出掠せざるを得なかつた。許兄弟の事件で通番の私商と番夷との關係も、私商と地方人民との關係も全く崩壊したのである。彼らは生活を維持する必要上、寇掠に出る外はなかつたとも云へよう。殊に、影響の大きい富民を當習的に虜にして身代金をせしめたら尙更放置できなくなるのは當然であらう。當時、夷人や私商の外、稽天の口詞にも「至今船船俱各帶

有本國之人前來販番。」とあり、しかも稽天の船のやうに「番銃等項利械」を載せたのも多かつたであらう。かゝる武装せる倭船が續々來市したことは、特に政府を緊張せしめたことゝ思はれる。こゝにおいて、明實錄の嘉靖二十六年六月の條に「癸卯巡按御史楊九澤言」として

浙江・寧紹・臺溫：連延福建：諸郡、時有倭患。沿海雖設衛所城池。：但海寇出沒無常。兩省官僚不相統攝、制禦之法終難畫一。往歲：特令重臣巡視、數年安堵。：臣謂：亟宜復設、然須轄福建浙江兼制廣東、：庶威令易行、事權歸一。と見え、浙江と福建を兼轄する官吏の設置が建議された。これは「上曰：浙江天下首省、又當倭夷入貢之路。^(寇)如議設巡撫兼轄福建：等處提督軍務。著爲例。」と裁可され、七月丁巳の條には「改巡撫南贛汀漳都御史朱紘巡撫浙江兼管福建福興建寧漳泉等處海道。」となつた。

朱紘は翌二十七年冬、都指揮盧鑑をして双嶼への攻撃港をなさしめたが、その經過は朱紘：捷報擒斬元凶蕩平巢穴以靖海道事に「節據委官福建：都指揮僉事盧鑑呈稱。」として次のごとく詳記してゐる。

案照嘉靖二十七年二月初一日、奉 欽差：都御史朱紘案驗、仰職統督見調福清兵船速趨溫寧地方、聽候軍門進止等因。依奉統督委官指揮張漢：管領福州府福清兵船三十隻、漳州府龍溪縣報効義勇唐弘臣：等、於本月十八日督發：。

三月初一日未時、又奉都御史朱紘案開：海中双嶼等島賊船、負固蟠結。仰督：兵船：俱到溫州。：會同浙江巡視海道副使沈瀚等因。：本月初三日前至溫州府港及盤石衛、給領行糧兵火器械。於本月十三日又奉都御史朱紘案仰、多方瓜探前項賊船下落。：爲搗穴焚巢等計、緩急相機行事、務期萬全等因。依奉於本月十五日齊至海門衛港內灣泊。選撥蒼山船戶林望・戴景等、松門等：船共三十隻、割委把總指揮俞亨管領隨鯨、與福建兵船俱於本月二十六日督發：。

四月初二日至爵谿所、瞭見伍單山有大賊船一隻。：追至九山大洋、：生擒日本倭夷稽天・新四郎二名。：本月初五

日又據把總指揮潘鼎…擒獲…賊徒徐鵬・徐錦。…隨該接管…海道副使魏一恭、…都指揮僉事朱恩至、各督兵船…前來策應。本月初六日本職督兵俱至双嶼賊巢。賊…任挑戰不出。次日寅時、双嶼賊船突駕出港。指揮張漢…等兵船追敵間、本職一面督委定海衛縣千戶王守元・典史張賢帶兵入港搜邏。將双嶼賊建天妃宮十餘間、寮屋二十餘間、遺棄大小船二十七隻、俱各焚燒盡絕。止留閣塢未完大船、一隻長十丈…、一隻長七丈…。一面親督指揮張四維…義勇葉光等、…分撥…蒼山等船、追至海關門糊泥頭外洋及橫大洋二處、…打破大賊船二隻沈水、賊徒死者不計其數。…得草撇船一隻。銅佛狼機一架…、鐵佛狼機一架…。隨有潘鼎・劉隆等兵船各獲叭喇唬兵船各一隻。斬獲賊封姚大總首級一夥。本職家丁盧宗舜…與潘鼎・劉隆等兵船、併力生擒哈眉須國黑番一、名法理須・滿咖喇國黑番一、名沙哩・馬喇咖國極黑番一、名嘛哩丁牛。喇噠許六・賊封直庫一名陳四・千戶一名楊文輝・香公一名李陸・押綱一名蘇鵬・賊夥四…。…彼時月落天昏、賊船三隻脫駕外洋去。…次日四散、搜邏無蹤。

四月初旬、周密なる計劃を以て双嶼に攻入り、賊黨の建てた天妃宮十餘間と寮屋二十數間、及び遺棄せられた大小二十七隻の船を燒拂つて一應その巢穴を掃蕩したのである。

いま、掃蕩戰において捕へた賊を見ると、朱紘…議處夷賊以明典刑以消禍患事に引く嘛哩丁牛の口詞に、番商に騙された例を擧げたのち、

今在双嶼被獲六七十人。内有漳州一人、南京一人、寧波三人、及漳州一人斬首、一人溺水身死、其餘遯散等語。

とある。これは捕獲された者の中に彼らを騙した者が爾と入つてゐることらしいが、要するに双嶼で捕まつたのが六七人であつたといふのは疑ひなからう。捷報擒斬元凶蕩平巢穴以靖海道事に擧げられた捕獲賊名を示すと、

〔四月八日〕回至霽衢所、審據賊犯陳四等。報獲賊犯張八・祝八瞎・陳仁三・曹保・陳十一即周十一、解送副使魏一

恭處收審。

とあり、また、

又據魏一恭呈稱：賊首許六等、報獲積年〔通番〕造意分賊大窩主倪良貴・奚通世・劉奇・十四・顧良玉、并通賊分賊龔十五等。

〔寧波府〕推官張德燾、報獲通番蔣虎・余通世・章養陸・蔣十一・陳天貴・王萬里・王延玉・王順夫・邵湖責、與許六・陳四面認眞的。

とある。主な捕獲者は、前引蕩平巢穴の部分に斬獲と見える「賊封姚大總」を除いて、賊首とされたラータ許六・賊封直庫陳四と千戸の楊文輝、及び積年通番造意分賊の大窩主倪良貴ら五名、通賊分賊の番徒龔十五などが擧げられる。(擒獲された賊首の「賊封」といふ肩書を見ても、双嶼港の巢窩には秩序だった組織のあつたことがわかるが、いま省略する。)

しかし、双嶼港の賊首であつた許二をはじめ、李光頭や王直のごとき大物は取逃がし、ポルトガル船も朱統：六報聞海捷音事に、柯喬らの呈報に據つて「佛狼機夷船先次衝泊擔嶼、皆浙海双嶼驅逐南下。」と記してあるやうに逸し去られた。朱統の捷報に標された題目からほど遠く、海寇議のいはゆる「除一許二、增一五峰」の結果をもたらしたのである。そのみでなく右捷報にも、

四月初七日：行盧鏜・魏一恭相機進勦・就於双嶼分兵屯據、一聞九山之捷、平時以海爲家之徒邪議譴起。：五月十六日、臣：入双嶼港登陸洪山：達觀形勢。：惟立營之說衆以爲非。：姑從衆議、行令動支錢糧、聚椿採石填塞双港。とあつて、双嶼に兵を駐屯せしめることさへ、平素、海上に生活する輩の猛烈な反對に遭つて果されなかつた。朱統は止むを得ず、五月末日本石を填めて港を塞いたが、双嶼港はかくて終を告げるに至つた。

以上のやうに、中國文獻によると、ポルトガル人は嘉靖五年以前には浙海に現はれ、同十九年には双嶼・大茅等港へ大舉來市し、双嶼に居留して東西の貿易に活躍した。たゞ、中國文獻では海上島嶼における彼らの居留地の内情に觸れたものは少いので、それをポルトガル人の自身の記録に求めねばならぬ。これについては古くから西洋の學者に多くの研究があるが、漢籍の記録を充分に利用することができなかつたため、片方の資料ではいくらかも史實を究明し得なかつたやうである。吾人は固り西洋の文獻に疏い者であるが、いままで究明した結果を基にして、ピントーその他二三の重要文獻につき論題に必要な考察を試みよう。(註²)

ピントーの所謂リャンポー部落

先づ Fernand Mendez Pinto の冒険航海記 (Peregrinação) 第六十六章に、一五四二年五月 Antonio de Faria が Liampo へ到着したときの状況を次のごとく記してゐる。

…それより六日にして Liampo の門口に到着した。それは二つの島から成り、當時ポルトガル人が物資の交易を行なつた地から三レグア距つていた。「交易を行なつた」そこは、ポルトガル人が地上に千戸以上を造つた部落で、村會議員 (複數)・一人の村長・裁判官 (複數)、その他司法職六七人・行政官吏 (複數) によつて治められる。公證人はその地が恰かもサンタレンとリスボアの間にもあるかのように、作成する公文書の末尾に「予某はわが主君たる國王から任命せられたる當リャンポー市の民事及び司法の公證人」と記した。そして非常な確信と自負とを持つていたの

で、三四千クルザードの出費を要した家々がすでに存していた。それらの家は、後にわが罪障のために、大小とも悉く中國人に破毀倒壊せられて眼に觸れる何物もなくなつた。……而して中國の事は災難や不幸が多いので、このポルトガルでは非常な好奇心を以て取扱はれ、またある誤れる者は想像を逞うしている。

——故帆刈正太氏譯

右について、第六十七章では、

土地の人々やその沿岸を航海する者が、リャンポアの門口と稱するこの二つの島の間、銃二射程にあまる幅の海峡が通つている。その深さは二十乃至二十五尋あつて、所々に良好な碇泊所たる入江と淡水の清冽な小川がある。それらの小川は、或は手入せられ、或は野生のままの杉・檜・赤松・黒松の密林の間を縫つて山嶽の頂上より流れ下つている。多數の船舶は、この樹林から帆架・檣・床板その他の用材を無料で供給せられた。

——故帆刈正太氏譯

とある。同章ではつゞけて、ある水曜日朝、島に碇泊した時、メン・タボルダとアントニオ・エンリケスは部落に來航を通告し、並びに情報と助言を得るため、先きに上陸する許可を求めた。もし彼らの *Nunday* での行爲が部落の人の安穩を害するならば、*Pullo Hinhor* 島に赴くことになつてゐたのである。ファリヤは同地の高官あて書翰を持たせて遣はしたが、二兩名は午后出發して夜半の二時過ぎにリャンポア部落に到着した。部落ではその消息を知つて驚嘆し、同地の六七の教會の本山たる ノツサ・シニョーフ・ダ・コンセイサン 聖母淨配の教會の鐘により、住民が集合して愛と感謝の聲明を出した。また參事會の連判狀を以てファリヤに答へ、シエロニモ・ド・レーゴの指揮の下にランテア船二艘に食糧を積んで贈つた。

第六十八章では、ファリヤらがリャンポアの門口に六日間停泊した後、ある日曜日の早朝二時出帆し、夜明け頃に部落の港に入ると、船二十六、ジャンク八十と無數のバンカンや舢舨船が二列に並んで歓迎した。接待のランテア船には、同地から七レグア離れた「リャンポアの街市」より、金錢を以てもたらされた美小女六名が樂器を奏しながら歌曲を唱つ

てゐた。彼は各種樂器の大音響に加へて、中國・マライオ・シヤンパ・シヤム・ボルネオ・レキウスなどの、近海に横行せる海賊を怖れ、ポルトガル人の庇護の下に滞在せる諸國民の大合奏の裡に埠頭に到着し、上陸して高官らの非常な款待を受けた。第六十九章は、悉く大音響のシナ式音響を以てする喇叭・チャルメラ：や大鼓などの合奏を伴ふ顯官の法式によらず、教會においてミサを修了するまでの経過。また第七十章では、部落の市政機關の主腦四人が、一千餘名のポルトガル人部下全員を従へて來訪し、ファリヤを、中國人の發明による精巧な噴水を備へた大廣場に導き、豪華な宴會を催された。食卓前の棚には、優良陶器や、中國商人が官家に借りリャンポーより將來せる金製水注瓶があり、酒席には市より伴つて來た美女が舞ふやうに接待に走りまはり、乾杯には奏樂、宴會中は中國式あるひはポルトガル式芝居が演ぜられた。かくて、遊樂に明け暮れた五ヶ月の後、ファリヤが捕縛して間もなく和解した Simian (沈老)といふ有名な海賊の意見によつて、Calempluy 島へ行くことになつた。第七十一章によれば、彼らは「一五四二年五月十四日、月曜日、同地よりカレンプルー島に向け出發した。」とある。

ピントーの記述には、例へば、ファリヤが部落へ入つて王子のごとく待遇された情景のやうに、誇張して描寫したり、それを物語化したりする傾向がある。それで從來、いろいろ疑はれてゐるが、先學のごとく、根據もなく疑ひ、また疑ひながら恣意に引用する曖昧な態度は取るに足りなからう。われわれは書物の性質を念頭に置いて、實證的に批判しつゝその中から眞實を探出して利用すべきである。上引のピントー記事を讀んで何よりも目につくのは、ファリヤのリャンポー部落を訪ねた年代が一五四二年、部落附近の島がリャンポーの門口と稱される所にあつたと明記してゐることであらう。この年代は彼の以後の行動に照してほど正しいので特に重要であるが、一五四二年すなはち嘉靖二十一年にポルトガル人を主とする番夷が巢くつたのは、すでに考説した漢籍文獻に一致してゐる双嶼港である。Linschoten の編

纂した水路志に「Chaposy より岸沿いに十八レグアで、ポルトガル人が貿易を行うを常としていたりヤンポアの諸島がある。この諸島は Syongicam と呼ばれ、そして陸地リャンポーは海岸に沿い高地つゞきである。」といふシオンジカンも双嶼港であるのは云ふまでもない。佛肚山の兩側を流れる兩水道は、廣東福建の方から寧波地方へ來航する者にとつて正に門口と呼ぶに適當な所である。ポルトガル人部落はピントーによれば、ファリヤが最初停泊したリャンポアの門口から三レグア距てゝゐたといふので、その停泊地は恐らく佛肚山に擬せられよう。

リャンポー部落を双嶼港に擬すると、ファリヤを接待すべき歌姫を、そこから七レグア離れたリャンポアの街市より雇つて來たといふことが問題になる。從來、部落を双嶼港と感づきながら、このリャンポアの街市につき十分の説明がつかないために、それを寧波府城を通つて流れる甬江河口の鎮海に擬するに至つた學者は多いやうである。しかし、部落を鎮海だとすれば、ファリヤの停泊地は金塘又は冊子山か太平山になり、解釋がしがたい。第一に、それでは當時最も肝腎な双嶼港を素通りした理由が不可解であり、リャンポー諸島の心臓部まで深く入りながら、もしも部落の人の安穩を害するならば他所へ行くといふことが成りたたなくならう。第二に、府城に近い、鎮海のごとき本陸の要衝たる縣城所在地に番夷の居留地を置かせるはずはなく、況して千戸以上もの獨立の部落が造られ、彼らに行政司法の一切の支配を許すことは到底信ずるに由のないものである。それを旁證する如何なる記録もないのは當然で、R. P. Montalto 神父が鎮海にポルトガル人の城につける紋章を見たと言つてゐるのは、一顧にも値ひしない錯誤であらう。

然らば、「リャンポアの街市」は何處に擬すべきであらうか。ポルトガル人の居留地を鎮海とした者は、殆どそれを寧波府城のことと解した。しかし、彼らは府城と鎮海との間は七レグアでなく、三レグアしかないのを考へなかつた。また、妓女は鎮海においても簡單に得られるはずで、わざわざ府城から雇つて來る理由はあるまいと思ふ。われわれは

居留地を双嶼港と認めてゐるが、結論を下す前に當時ポルトガル人らの使つた「リャンポー」の意味を顧みて置かう。リンスホーテンの水路志に、双嶼港などのリャンポー諸島に對して、陸地リャンポーは沿岸の高地であると記してゐることはすでに述べた。浙江の沿海には島嶼が散在し、それが密貿易者のよい隠れ場となつた。ポルトガル人はその沿岸の本陸をリャンポーと概稱し、海上の島嶼をリャンポー諸島と呼んだが、陸地と島嶼とを含めてリャンポーと總稱することも多い。リャンポーは勿論「寧波」のことで、現地音 *Neng-po*、福建音 *Lieng-po*、廣州音 *Neng-po* であり、多分ポルトガル人を双嶼港へ誘引した福建人の發音によつたものと思はれる。

岡本良知氏や A. Kammerer の援引によれば、Barros はその *Da Asia* (dec. I, liv. II,) に「それ〔全大陸の東端の一岬〕は大中華の沿岸の殆んど半ばの位置にあり、われらのそれをリャンポー岬と稱するのは、その名の市がこの岬角にあるからである。土地の人はその市をニンポーという。われらはそれをリャンポーと訛つてゐる。」また「コーチシナ灣の向うから東北東に、それから北に走り、最も東方の岬に到る。そこにポルトガル人が訛つてリャンポーと云つたニンポーの町が位している。」とある。岬にあるといふので、勿論寧波府城ではない。彼は、その同國人が商賣をするためにそこへ行くとも言つてゐることから見ると、半島突端の町であらう。Cruz の中國旅行記にも「この「リャンポー」地方には城市なく、たゞ貧民の大村落が沿岸にあるだけで、彼らはポルトガル人に食糧を賣つて儲けたので、ポルトガル人を歓迎した。」とある。密貿易者のポルトガル人にとつて、寧波府城は全く縁がなく、従つてそれを指稱したことはなかつたのである。かう考へて來ると、「リャンポーの街市」とは單に本陸の町としか解せられないことがわかるが、双嶼港から約三レグア離れた所は「霧衢所」であり、ピントーのいふ「リャンポーの街市」とはそこであらうと推察せられる。

ポルトガル人居留地の状況

寧波はもと日本貢船の出入口として市舶司が置かれた所である。しかし、嘉靖二年の宋素卿事件により、それを閉鎖すると共に、倭船に対する警戒と通倭の取締は嚴重を極めたので、日本への密貿易は福建へ移り、そこから船が出るやうになつた。ポルトガル人が來市したとき、失業した沿岸の人民に歓迎されたのは蓋し當然と云へよう。ポルトガル人は地方の經濟にとつて大事な上客であり、官吏も賄賂を受けて黙認せざるを得なかつた。交易のために、彼らが居留してゐた部落が自治に委ねられたのは是非なきことである。ピントーはその冒險航海記の第二百二十一章で、マカオと比較しながら次のごとく回想してゐる。

〔リャンポー部落には〕 即ち三千人の住民がおり、そのうち千二百人はポルトガル人で、大部分は各國の基督教徒であつた。そこでは事情の明るい人の話によれば、ポルトガル人の貿易は金三コントを超え、その大部分は日本銀の地金であつた。取引は二年前に始まつたが、それによつて取引の少い割に人は財産を三、四倍にもした。この町の長は、陸上提督であつて、この海上ルートを往來する船舶の司令らとは獨立してゐた。參事會議長がおり、裁判官・議員・孤兒管理人・度量衡検査官・市廳書記・警察官、あらゆる官吏並に四人の民事公證人、六人の司法公證人がいた。それらの官職は少くとも三千クルサード、しばしばそれ以上の金で任務證を入手することになつてゐた。住民の中で、ポルトガル人、または混血の婦人と結婚した者が三百人いた。二つの病院、一つの貧民救濟局があり、毎年三萬クルサード以上の金を出費した。町の収入は六千クルサードに上つた。それで一般に言はれるところでは、リャンポーはインド（東南アジア）のすべての町よりもつと立派で重要であり、全アジアにおいても比類のないものであつた。

故に、書記や公證人がマラッカへ辭命を出すときは次の書式を使用した。「わが國王の御名によるこのリャンポーといふ至高き、且つ忠誠なる市において…」と。——A. Kammererのフランス語譯文より譯出、W. A. Grootaers 氏校閲

フアリヤが到着した時の記事と、この回想記事を綜合すると、リャンポー部落には三四千クルサードかゝつたものを含む千戸以上の家があり、住民は三千人で、千二百人はポルトガル人、他は各國の西洋人であつた。ポルトガル人や混血の婦人と結婚した者が三百人ゐたといふのは中國系の住民であらう。王世貞の湖廣按察副使沈公傳に「許二王直輩、挾萬衆双嶼諸港。」とある、形容にも反映してゐる當時の通商狀況、及び双嶼港掃蕩の際に焚燒盡絶された船數や逸出した船隊などから考へて、これは決して誇張の數字とは云へなからう。部落の自治機構は町長の外、議長・參事會員・裁判官その他の司法職・警察官・行政官吏があり、別に孤兒管理人・度量衡検査官も置かれた。それによつてクルスが、缺けてゐるのは絞首臺と罪人の晒臺だけであつたと云つたことも肯けられよう。しかもこれらの官職の任務證は三千クルサード以上で讓受されたといふので、職權が甚だ安定してゐたことも推察せられる。朱統の捷報によれば、双嶼港に巢喰つた中國の私商にも大總・千戸や直庫の肩書をもち、かなり秩序だつた組織があつたので、ポルトガル人が居留地に治安確保のため、これ位の機構を作るのは當然であらう。

部落の主腦者は、ピントー第六十九章に見えるミサの説教に當つた「老齡にして名譽ある」副司祭エステヴァン・ニゲイラを除いて四名ゐた。第七十章に、ミサが終了した後、部下を従へてフアリヤを訪問し招宴した Mathews de Brito, Langarote Pereyra, Jeronymo de Rego と Tristão de Ga である。そのうちジェロニモ・ド・レーゴは、第六十七章に糧食をランテア船に載んでフアリヤに送るとき、それが指揮に當る彼を「カンにして權威ある碩學たる貴族」と記してゐる。トリスタン・デ・ガーは、第六十八章にフアリヤが部落に上陸の際、彼に近寄つて歡迎の辭を述べた者と

して、レーゴと共に「同地に居住の老貴族二名」と稱された。また第七十章の、ミサ終了の夜に催された宴會に接待した少女を、「由緒ある商人の令嬢にして、マテウス・デ・ブリト及びトリスタン・デ・ガーのために、両親が市より伴つて來た」と説明してゐる。その夜、ブリトとガーとは自分の邸宅をファリヤの宿舎に提供したとあるので、二人は同一邸宅内にも住んでゐたらしい。最後に、ランサロツテ・ペレイラは後述することく、Ponte de Lima 生れの人で、中國商人に貨物を騙取されて掠奪に出動し、部落掃蕩を招いた人である。

部落には六・七の教會があり、聖女淨配の教會がその中心であつた。第六十六章に、ファリヤの使者が行つた時、淨配教會の鐘によつて住民が集合したと見えてゐる。それは部落における役割を示すもので、日曜日には聖日が行はれて精神の慰めとなつた。朱統の捷報に、賊の建てた天妃宮十餘間を焼滅したといふ天妃宮は、教會を含めて言つたことゝ思われる。また二つの病院と一の貧民救濟局があり、毎年三萬クルサード以上の出費をしたといふ。政府の収入に比すれば、如何に相互扶助が盛んに爲されたかゞわかるが、ファリヤに對する一件からも、その虚言ならざることが證せられる。

以上の事實は、クルスが「ポルトガル人は取引のため、リャンポアの島々で越冬するようになった。ポルトガル人はそこでゆつくりと自由に生活した。ないものは絞首臺と罪人の晒臺だけであつた。」といふ記事と符合する。ピントーによれば、リャンポア部落は収入が六千クルサードに上り、非常な自負を持つてゐたさうで、インド即ち東南アジアやその他全アジアの町に類なく立派であつたと記してゐる。殊に公證人の文書に使用する麗々しい文句は、彼らがリャンポア部落を全くポルトガル王國の領土と思ひこんだことを現はしてゐる。

ポルトガル人居留地の壊滅

リャンポー部落の結末について、ピントーは前引冒險航海記第六十六章に「わが罪障のため中國人に破壊された。」とだけ書いた。第二百二十一章において、彼は更に破壊されるに至つた経緯を次のごとく報告してゐる。

Langarote Pereyra と云ふ、ポルトガルの Ponte de Lima 生れの良家出身の立派な人がいた。彼は信用のないある中國人に數千クルザートを貸した。彼らは破産になつたので、商品を持逃げし返金をしなかつた。それで彼は損失補填の意味で、兇惡な怠け者のポルトガル人を十五乃至二十人驅り集め、そこから十キロ離れた Xipatom の村を襲ひ、十二三人の農夫、その妻と彼らの子供を捕え、正當な理由もなく三十人を慘殺した。住民は總立ちとなつて、Chumbim (總兵) に訴へ出て、府の副王である ao chaem (都察院) あつしの Macalixau といふ人民訴狀を彼に渡した。この人は十七日間位で、百艘のジャンクと八十艘の vankan の船隊及び乗組員六萬人を調集し、それを海道(即ちわが國の海將に當るもの)の引率の下に出發させた。これらの軍隊は不幸なポルトガル人居留地に殺到した。それは突然な、予期しなかつたことであり、自分はそれを描寫し、それを想像することもできず、たゞ目撃者として、次のことを言つてもよいと思ふだけである。即ち五時間足らずの間に、名のつくものはひとつも残らなくなつた。それは神の御手の恐るべき罰であり、また神の正義のお力と云へよう。すべてのものが倒壊されて根こそぎ全滅された。その結果、一萬二千人(うち八百人はポルトガル人)のキリスト教徒が殺され、三十五の船、四十二のジャンクと共に焼殺された。この他、胡椒・白檀・丁子・肉桂・肉豆蔻の實、それから二コント半以上の金を失つた。……この不幸は、われらの信用と名聲を臺なしにした他の同様な大きい不幸と繋がつていた。…これは一五四二年に起つた。

— B. Figures フランス譯本より翻譯 W. Grootaers 氏校閱

この事件は、ピントーによれば一五四二年に起つたとしてゐるが、それでは彼が種子島へ漂着する前に壊滅したことになり、三年後に種子島から再びそこを訪れたとき、また盛大な歓迎に接したことゝ矛盾するので信じられなからう。ピントーはファリヤが、崇明島へ出掠したことゝ、ペレイラが Xipatom へ出掠したことを混淆してしまつたのではあるまいか。中國の記録を見ると、日本一鑑の窮河話海卷六海市に「〔嘉靖〕癸卯、鄧獠らが閩海地方を寇掠し、浙海の寇盜も亦發」し、海道副使張一厚は許一許二が番に通じたせゐだとして、彼らを抑へようとしたが失敗に終つたことが載つてゐる。記事には嘉靖癸卯二年すなはち一五四三年と標されてゐるが、それは討伐の年と讀むべきなので、寇盜は前年に起つたとしても差支へないのと、事件が双嶼港の許兄弟の責任に歸せられた點から見て、ファリヤが沈老と南京へ出掠したことは、この浙海の寇盜と關係するものと推察せられる。ペレイラの問題とは全然違ふのである。

Langarote Pereyra に就いて、ピントーは第七十章に彼を政府首腦者として擧げ、別の第百十二章には、彼をポルトガル人のダマン居留地の長であつたとし、海賊として一五四九年福建の海岸で逮捕され、廣東の牢獄で死ぬまで暮したと書いてゐる。これほどの人物から莫大な財貨を借り得る私商は、當然、有力な貿易業者でなければならぬが、それで思出されるのは、すでに詳述した双嶼における許兄弟の借逃げ事件であらう。いま、窮河話海の海市と流通各條を要約すれば、嘉靖二十五年ころ、許二らが許一の捕獲されたのと許三の喪亡のために、番夷から賒出した貨物代金を償還できず、番夷に怨まれた。それで各地から財貨をおびきよせて、番夷に強奪を唆かし、自分もそれを騙取つて日本へ行つた。ところが利あらずして歸來して、双嶼港へも戻れないので、沈門らと海隅の民居を劫掠に出た、といふのである。これは、許兄弟が恐れた番夷の相手が部落首腦のペレイラに擬せられ、兩方の事件内容が殆ど一致すること、年代がほ

と相應し、双嶼港の滅亡を導く序幕となつたことも同じであつたことから、兩者は互に關連したものと認めざるを得ない。Cruz はリャンポ어의島々の自由な生活を述べた後、

ポルトガル人と共事してゐたシナ人及び一部のポルトガル人は、常軌を脱して掠奪殺人を犯すに至り、悪事は次第に増大し、被害者は遂に地方長官のみならず、朝廷にまで訴え出た。朝廷は沿岸の全盜賊、特にリャンポーにいる盜賊を驅逐するため、直ちに福建において強力な艦隊を編制させた。そしてポルトガル國及び中國のすべての私商は海賊の中に數えられた。：

——星誠氏（原語版より）譯

と記してゐる。クルスは、双嶼港の壞滅については具體的に書かなかつたが、掃蕩されるに至つた事情はほと正しく傳へたと云へよう。

リャンポー部落すなはち双嶼港の壞滅に關し、ピントーは目撃者として非常に悲惨に書いてゐる。勿論、朱統の捷報にも天妃宮十餘間と寮屋二十餘間を燒毀し、船廠に建造中の船と港に繫留中のもの數十隻を破壊したとあり、擊沈・拿捕された種々の船種及び鹵獲した夥しい佛朗機銃などから推して、ポルトガル人がかなりの損害を受けたことは争へない。しかし、ピントーは生きのこつた以上、途中で疾早く逸出したはずなので、「壞滅」の結果から想像した點も多からうと思はれる。事實は中國人私商の「大賊首」らが殆ど逃げたやうに、ポルトガル人も相當數の船が隊を成して南方に脱出したのである。クルスは次のごとく記してゐる。

朝廷は：福建において強力な艦隊を編制させた。：しかし、風がリャンポーへ行くのに順でなかつたため、漳州に航した。そこでポルトガル船を發見し、戦闘を開始した。そして絶対にポルトガル人に物資を入手せしめなかつた。

ポルトガル人は、取引の機會を得ようとして時折交戦しながら數日を過ごした。しかもこれに應ずる者が無いのを見

て、彼らはそこから出ることを決心した。艦隊の諸將はこれを知り、一夜ひそかに若し彼らが若干の物をよこすならば、何かを送つてやろうと云つて來た。ポルトガル人はそのメッセーヂを非常に喜び、多量の豪華な贈物を用意し、注文どおりに、夜暗それを届けた。それより、彼らに多くの物資が入り、老爹たちは彼がいかにもそれに注意を向けてゐないかのごとく、「普通の」商人として知らぬ顔をした。かくて、この方法でその年の間貿易を行なつた。一五四八年である。——同上星誠氏譯。なほ C. R. Boxer のイギリス語譯をも参照した。

右によると、福建において艦装された艦隊が、風のために双嶼港へ行かなかつたやうに書いてゐるが、朱統の捷報に明らかなごとく、盧鏜に召集させた福州福清縣の兵船や漳州龍溪縣の義勇は、命令どほり温州に集り、双嶼港攻撃に參加した。クルスは別働艦隊を誤解したものである。

漳州にてポルトガル船と接觸した艦隊につき、曾つて藤田豊八は、朱統が双嶼港攻撃に當り、副使汪柏等をして漳州に泊しその南逸入廣の路を遏めしめた、それであると指摘された。後に矢野仁一も藤田の汪柏説を抄襲したが、これは明らかに柯喬の誤りである。朱統の六報閩海捷音事に「柯喬の呈報によれば、佛狼機夷の船、先次擔嶼に衝泊せしは、皆浙海の双嶼を驅逐され南下したものなり。」と見え、籌海圖編卷之五福建倭變記にも次のごとくある。

〔嘉靖二十七年〕 三月統以都司盧鏜帥福清兵泊温州之海門。：以備福寧之北境。海道副使柯喬統福清兵船泊漳州、專備海戰。以遏南逸入廣之路。副使翁學淵駐福寧州、僉事余曠駐泉州、備倭黎秀駐金門所、把總孫敖駐流江。各分信地、水陸截捕。：六月賊攻沙頭嶼及大擔外嶼者再。柯喬禦之嚴、賊乃遁去。

双嶼港の掃蕩は四月に行はれ、五月末に堵塞されたので、追はれて南下したポルトガル船が海上を暫く徘徊して後、六月に漳州へ攻入ることは時間的に銜接する。「沙頭嶼及び大擔嶼を攻めること再。柯喬これを禦ぐこと嚴しく、賊乃ち

遁去せり。」といふのも、クルスの記事と符合してゐる。これが双嶼港から脱出したポルトガル船隊であつたのは誤りないのである。

水路誌から見たポルトガル人の交易地

最後に、ポルトガル人は双嶼港の外、寧波諸島のどこに停泊越冬して交易をしたか、Jan Huygen van linschoten が當時の安針記録を編輯したといふ水路誌 (Le Grand Routier de Mer) に見えるリャンポー部分の記事によつて調べて見よう。

Chapoy より岩沿ひに十八レグアで、ポルトガル人が貿易を行うを常としてゐる Liampo の諸島がある。…ポルトガルの船は…諸島の間を航行する。先づ最初に僅かばかりの小諸島がある。しかしそれを過ぎると「諸島の列の最端は海の方に横わつてゐる」高い山を持つた一大島がある。そして海岸に沿つて小灣があり、そのあたりはどこでも美しい。西の側は入江になつていて、中ほどに大きい高い島があり、それと陸との間には錨地があり、南及び南西のモンスーンを防ぐ。…この島から二レグア西北西に、非常に高い山脈を持つ別の一大島があり、この島の南南西側には、北及び北東のモンスーンに對する良港がある。その側は非常に非常に空気が良く清冽な水が得られる。この島の北から本陸までは約三レグアあるが、その間には若干の小島が横わつてゐる。本陸に接して西北西には Canoon と稱する一小入江がある。こゝから海岸一島から五レグアの一にある港の方へ行くと、Tinay と呼ぶ港がある。…これら二つの前記の Syongicam 諸島(…)は二十九度三分二の所にあり、このリャンポーの諸島は北の三十一度餘りの所にまで伸びてゐるのを知る。…この諸島の内、即ちシオンシカン諸島からこゝらは、水中に岩石や暗礁が横わつてゐる。

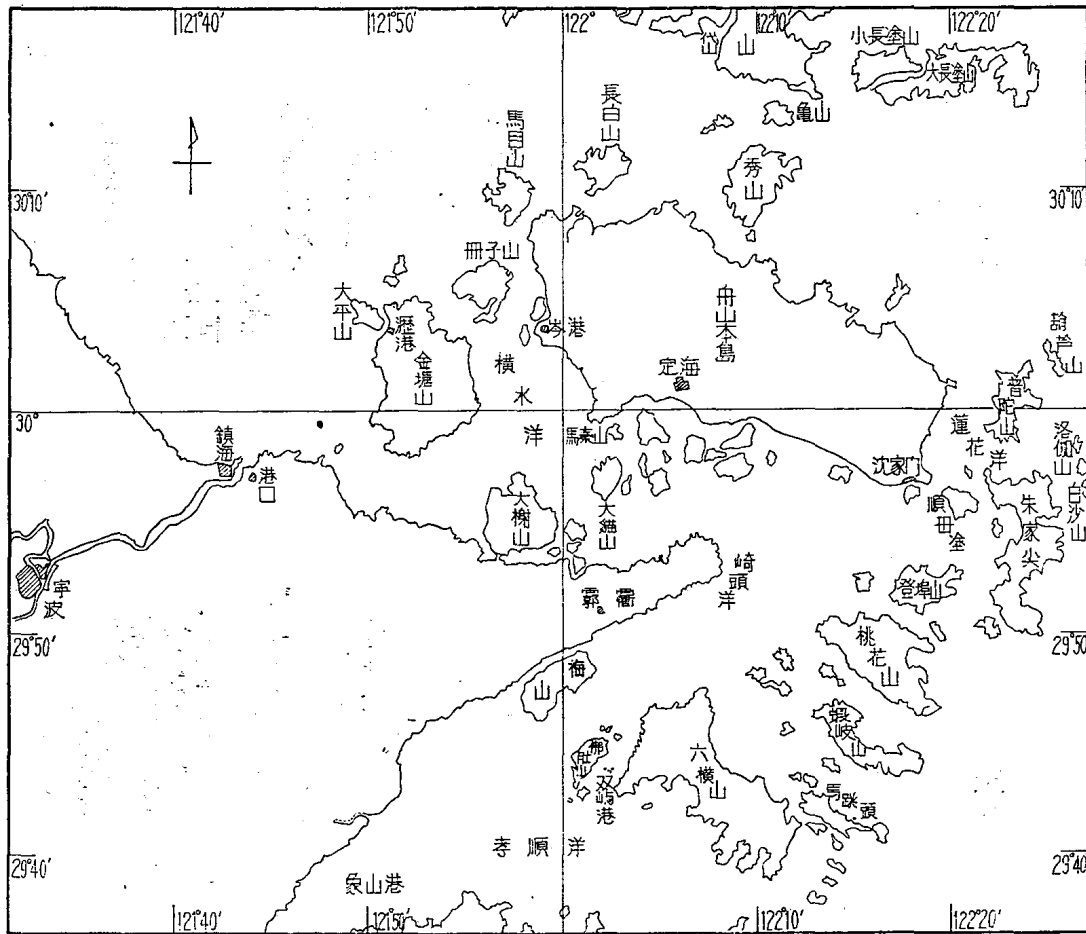


圖2. 寧波沿海地圖 (民國定海縣志—中華民國海圖に據る)

また潮流や海流は激しく流れ、即ち水の三分の一は散じ三分の一は生ずるので、よく観察して渡るべきである。 — 中村孝志氏(原語版より) 譯

この一節は概略圖を描いたものである。Chaposityは、十八レグアで双嶼港に至るといふので、ほど臺州灣と三門灣の中間に當り、柵浦ではあるまいかと思ふが確かな所は分らない。双嶼港をとほつて最初にぶつかる小諸島は蝦嶼山・桃花山やその西側に散在する島々であらう。それを過ぎて沖に横はる一大島は、位置・風光・入江のことから見て朱家尖に間違ひない。朱家尖から二レグア西西北の一大島は勿論舟山本島で、その南南西にあつて北及び北東の季節風を避けられる港は沈家門である。この島の北の本土に接して西北西にある入江 Camoon は岑港、それと册子・金塘・太平の諸島を距て、五レグア向ふの本土海岸にある Tinay が、當時定海 (Tinghai) と呼ばれた鎮海であるのは云ふまでもない。

次に、

南風を避けて冬籠りの「できる」島（朱家尖）を（即ち小島或は絶壁の泊地から）沖の方に走り、…島が東の方に伸びはじめると、それは一の突出した岬を形づくっている。この岬に至る前に低くて長く伸びた小島（石峒山）がある。その中央部には小灣があり、灣の内部は切削いだ岩根で、…大島からゴテリング砲約一射程位離れている。…〔下略〕この島から半レグア北に、東方に伸びている他の大きな高い島（普陀山）が現われる。…〔兩者の間の〕水路は、外海よりこの小島まではすべて美しく障害がないが、そこから別の北方の島（普陀山）の岬に向つて、またこの二島から西方に向つては、…海面下に常に淺瀬や石があり、（北風を避けて越冬する島（舟山本島）の）盡きる水路まで擴がつている。…（北風を避けて）越冬するこの島から諸島の間をとつて、北北東に伸びる一水路があり、若干の島を本土の方に、他の島を沖の方に残して分ける。……

先づ南風を避ける朱家尖の岬の手に低く長い小島は、讀史方輿紀要に「石峰崛起、潮汐環流、亦名十六門山。」の石峒山であらう。海面下に淺瀬や石のある所は、普陀志に「倭夷入貢、見大士靈異、欲載歸國、海生鐵蓮花、舟不能行…。」とある蓮花洋である。また若干の島を本陸の方に、他の島を沖の方に残して分ける一水路は、「土人言 每歲三月内、大魚揚鬚鼓鬣、千百成群來會於此、礁之下急湍有聲、震蕩可畏。」と、寧波府志に記されてゐる香火礁、又の名分水礁である。

これにつゞき、水路誌は、

この前記の（北風を避けて越冬する）島（沈家門）から五レグア進むと、同じ方向に別の大きな高い島の始端がある。それは五レグアの長さで、北北東及び南南西の同方向の上にある。この島には悪い人が澤山住んでゐる。この大

島の南端から東方カルト一砲一射程に、水面下に隠された岩礁或は石洲があつて、そこで曾て胡椒と香料を積んだ一ポルトガル船が沈没した。：

といふ一節がある。寧波諸島には五レグアに上る島はないが、水路誌の文は同じ擴がりの上に伸びた一連の島々を云つたらしいので、康熙寧波府志の定海縣境圖にもひとつづきの長い島として描かれた岱山・秀山・長白山を指稱したものであらう。

こゝで、水路誌の文章はまた元に逆戻りして、次のごとく沈家門から始まる。

この大島(朱家尖)の岬から北東に三レグアで、更に別の大きい高い島(普陀山)がある(それは列をなして沖に伸びている列島の一である)。そこには、壮大で優美な建造物である一寺院が建っている。そこはポルトガル人から

A Ilha de Yarella (即ち標或は記號の島)と呼ばれる。この島の前、本土の側に二三の小島と(陸の方から)この島の最後のものにつゞく五レグアの大島(舟山本島)がある。そして、この島から沖の方には、岩礁の伸びている他の一大島(朱家尖?)があり、：ワレラ島の、また水路の入口(それは沖に向つて東方に伸びている)は到る處深い。この島の水路の入口(即ちワレラ島の脚下)に砂濱のある入江があり、それはよい錨地である。「中略」このワレラ島、即ち中國寺院島は三十度餘の處にあり、前述のシオンジカン諸島から八レグア距つている。

この節は、本土の側へ延びてゐる長さ五レグアの大島や、沖の方にある岩礁の延びた、他の一大島が少し曖昧であるが、緯度と双嶼からの距離とから、ワレラ島が普陀山を指すことは疑はない。中略の「ワレラのこの島すなわち中國寺院島の南端から沖の方には、互に接近した一列の東西に伸びている三小島がある。これらの小島は同じくワレラと呼ばれ、その側に水路が認められる。」といふのは落伽山である。康熙寧波府志に「東普陀山…縦横各十里、周遭四十餘里。

…分之、山有十…按茶山地最潤、中多溪澗。…明倭奴會盤據於此。」と見えるので、ポルトガル人もよく停泊したに違ひなからう。

シオンシカン諸島から十一二レグア進むと、非常に大きい高い島々（舟山列島）があり、これは互に接近している。…この島の終端に、相接した二島があり、兩者の間の水路に Lepion といふ非常によい避難所で錨地がある。それは多くの住民や商人が住みかつ往來する一大河（甬江）に近接している。このレピヨンの港に Japonen（日本人）がしばしばやつて来て商賣をする。

舟山本島の北端に相接した二島は冊子島と金塘島で、Lepion は瀝表港である。康熙寧波府志には「離縣約百里、爲金塘之外障、…港門寬濶可以泊舟。明王直作亂、結巢於此。」と記してゐる。多くの住民が住み、商人が往來した甬江の河口といふのは鎮海である。水路誌の「瀝表」は「瀝港」を含めて云つた疑ひもあり、瀝港まで航行し、鎮海へ貿易に往來するやうになつたのは、双嶼港が壊滅した後なので、前の部分とは違つた時代の資料を接合はしたと見ねばならぬ。

註

(1) 浙海の私商の問題を最も早く漢籍文献によつて論じたのは、藤田豊八の葡萄牙人澳門占據に至るまでの諸問題の五「寧波に於ける葡萄牙人及び其所謂居留地、其の來航及び被驅年代」である。概觀的なもので、日本一鑑の文を誤讀憶改し、Chun 旅行記を Volpicelli のイギリス語譯本によつて利用したのも、大切なところで日本語に直し違つてゐる。補正すべき所が多い。

矢野仁一氏の支那近代外國關係研究の第六章「ポルトガル人の浙江に於ける通商殖民に就て」は、漢籍文献では殆んど豊田論文を襲ひ、西洋人の記録をヨリ多く引用したが、それを比較對照して事實を發見するに至らなかつた。特に題目に「殖民」とあることから分るやうに、ある種の先入觀念にとらはれたため、そこから來るこちつけが散見したのは残念であつた。

次に陳懋恒氏の「明代倭寇考略」は籌海圖編を中心に整理したもので、資料を鵜呑にして記録の誤を常にそのまゝ踏襲し、し嘉靖年間における浙海の私商及び舶主王直行蹟考

かも日本一鑑を見落してをり、研究とは稱し得ないやうである。

- (2) ポルトガルの中國來航に關する西洋人の研究は Ljungstedt の *A Historical Sketch of the Portuguese Settlement in China, 1836, Boston* をはじめ、Volpicelli や Jesus 及び F. Ch. Danvers 多くの論者が扱つてゐる。近くは Kammerer の *La Découverte de La Chine par les Portugais au XVIème et siècle et La Cartographie der Portugais, 1944, Leiden* (十六世紀におけるポルトガル人による中國の發見) では、過去の研究を總括的に述べてゐる。しかし、彼らは何と云つても肝腎な漢籍文献の活用が不十分で、文献批判も足りない。來航したポルトガル人らの漠然たる僅かな記録だけに頼つては、如何なる問題についても成果を期しがたいのは當然である。

なほ、この節を草するに當り、岡本良知氏は帆刈正太氏に Pinto 航海記の譯業のあることをお教へ下され、帆刈家の御遺族には故人の譯稿の無條件提供を受けた。また、東京外語大學の星誠教授は Cruz の中國旅行記、天理大學の中村孝志教授は Linschoten の水路志を、それぞれポルトガル語・オランダ語原典から翻譯していただき、グロータス神父には Kammerer 論文とそこに引用された文章の譯稿の校閲を煩はした。諸氏の御好意に對し、衷心御禮を申上げる。たゞ、譯稿は中村氏のを除き、すべて私が利用者の立場から、日本語譯とイギリス語譯とを参照して整理をしたので、若し誤があれば、それは私の責任であることを附言する。

本稿の上は一九六一年春渡臺の際、臺灣大學史學會が私のために催された三月二十日の講演會において講演したものである。御世話になつた該校文學院の楊雲萍教授をはじめ、沈剛伯院長、劉宗紘會長の御親切に感謝の意を表する。